

臨時休館中の月謝対応について

平素から当スイミングスクールをご利用いただき誠にありがとうございます。

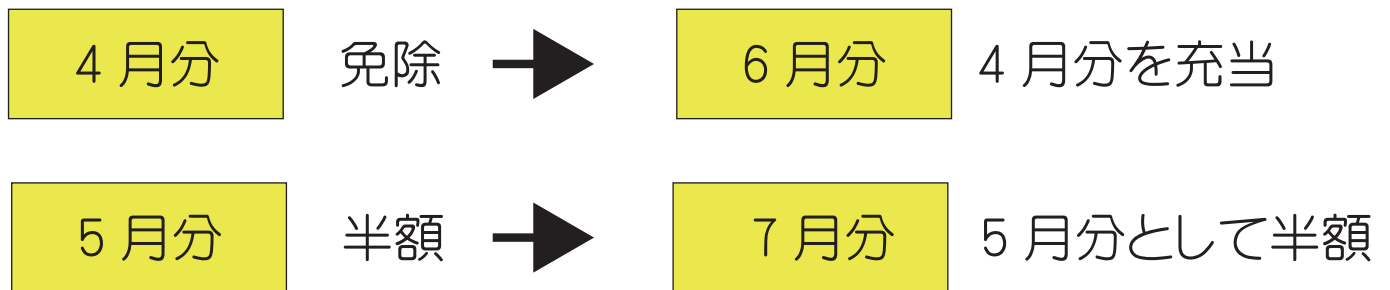
現在、当スクールは県からの新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う休業要請

に基づき臨時休校とさせていただいておりますが、新たに発表された休業要請

解除などを考慮した上で5月20日(水)よりスクールを再開する事と致しました。

臨時休校中の月謝の対応につきましては下記の通りお知らせさせていただきます。

お支払い済みの4月・5月の月謝は6月・7月分で調整させていただきます。



※臨時休業とは別に休館日だった5月4日(月)と5日(火)の練習は6月の練習日に含まれます。

※4月休会の方は休会費と事務手数料を差し引いた金額を7月分で調整になります。

※4月17日のホームページにおいて3月・4月の欠席と振り替えについてお知らせ

を致しましたが、4月分の月謝が免除となりましたので振り替えの対象は3月欠

席分のみとさせていただきます。また3月欠席分は8月28日まで振り替え可能と致します。